

いじめ対策の「い・ろ・は」 11号

令和7年8月発行 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

インターネット上のいじめへの対応について

文部科学省の統計によれば2015年度は9,187件だったパソコンや携帯電話等を使つたいじめの件数は、2022年度には23,920件にまで増え、2023年度には24,678件にも上り、過去最多を更新しています。夏休みに入り、児童生徒がスマートフォンや携帯電話、タブレット端末等インターネットを利用する機会が増えているのではないかと思います。2学期にむけて改めてインターネット上のいじめへの対応について確認してみましょう。

★インターネット上のいじめの特徴

【参考】月刊生徒指導7月号 様態の見えにくいネットトラブルに組織的に対応する 草野剛

いじめ方	ネットで誹謗中傷する、本人になりすまして評判を落とす、嘘の情報を流す。
	被害者の画像や個人情報をインターネット上にばらまく、いじめ場面をネット上に公開する。
	嫌がらせや脅迫のメールを送りつける。
加害者の特定	難しい。
いじめの現状	「見ない」ことはできるが、その間もいじめは続いている。被害者が気づかないうちに、いじめが広がっている場合がある。
その他	誰でも加害者、被害者になり得る。
	匿名で被害者を擁護できる。
	一度公開された情報を回収することが難しい。

⇒このような特徴を理解したうえで、組織的に対応していくことが大切！

★ネットいじめへの対応について Q&A

Q：ネットいじめが疑われる場合はどうしたらよいだろうか？



A：ネットであっても対応は同じです。校内のいじめ対策委員会等を編成し、学校のいじめ防止基本方針に基づき、事実確認をおこなっていきます。組織に情報共有していない場合は、法に反することになります。

疑いの段階であっても「学校いじめ防止基本方針」等に基づいて組織で判断し、対応を検討する必要があります。（法第13、22、23条参照）

Q：対応するときに気をつけたほうがいいことは？

A：誹謗中傷がネット上に掲載されていることを把握した場合には、プロバイダや掲示板サイト管理者等への削除依頼や、関係機関への相談が必要です。また掲載されたサイトやSNSのページを印刷したり、書き込み日時等を記録したりするなど、適切に記録に残すことが大切になります。教師が独自で判断して削除することはしてはいけません。



LINEなどSNS上でのちょっとした書き込みがいじめにつながってしまうことを、日々の様々な場面をとらえて全ての児童・生徒へ伝えていくことがネットいじめの未然防止に繋がります。

岡山県学校警察連絡協議会総会を開催しました

令和7年7月9日(水)に総会を開催し、警察、県や市の教育委員会、小・中・高の校長先生が参加しました。会では警察と学校が連携したネットいじめの対応について事例をもとに協議し、ネットいじめへの対応のポイントや連携の重要性について確認をしました。改めて連携の必要性を強く感じました。

★なぜ警察と連携が必要なのか

学校は、生徒指導上の諸課題に対して、関係機関と緊密に連携して、適切に支援を行うことが求められており、警察とは非行防止と犯罪被害防止のために^{*}相互連携協定が結ばれています。

特に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど、学校だけでは対応しきれない場合は、児童生徒の命や安全を守ることを最優先にして、いじめ防止対策推進法(第23条第6項)に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要があるからです。

★警察と連携のポイント



警察と連携って、難しそう。どうしたらいいのかな?

① まずは「相談」から!

- 判断に迷う場合も、まずは相談することが大切
- ② 「日々の連携」と「緊急時の連携」の二つの視点を意識!
 - 日々の連携…防犯教室、非行防止教室、交通安全教室、連絡協議会等
 - 緊急時の連携…事件・事故発生時、不審者の出没等
- ③ 「人と人とのつながり」を連携の要に!
 - 保護者や地域に、連携の基準や方針を明確にして理解を得ておく

★連携強化に向けた体制の確認



なるほど。難しいと思っていたけれど、既存の取組を活用した情報共有・相談等を大切にしたらしいのね。

① 学校・警察連絡員の指定の徹底

- ② 学校警察連絡協議会等の活用
- ③ スクールサポーター制度受け入れの推進

◎ネットトラブルにならないために…

★「スマホ」や「ネット」を介した、いじめやトラブルへの未然防止の取組の例

ヒント

- 「特別の教科道徳」、「学級活動・LHR」等で情報モラル学習の実施
- 「相談する力」を養う教育相談や生徒指導の実施
- 児童会・生徒会を中心とした主体的な取組の推進
- 県が開催するゆめスマサミットへの参加(※小学校、義務教育学校前期課程を除く。)
- PTA研修会等で家庭のルールづくりに関するワークショップの開催
- 警察と連携した「非行防止教室」の開催
- 民間団体やSNSを運営する企業等からの出前授業の実施
- 初期対応や実際の事例に関する校内研修の実施
- (教職員による)児童生徒が使用しているアプリの情報収集等

Mini 研修

☆スマホ、ネットに関する学校の課題、未然防止として学校で取り組んでいることを確認し、児童生徒の主体的な取組など、今後どのような取組が必要か話し合ってみましょう!

まとめ

「スマホ」や「ネット」を介した、いじめやトラブルは、表面には現れにくい特徴があります。これらの特徴を理解した上で、警察等の関係機関と相談・連携を取りながら組織的に対応ていきましょう。